

精華町成年後見制度地域連携ネットワーク協議会設置要綱

(設置目的)

第1条 成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法律第29号）に基づく成年後見制度の利用の促進に関し、関係者間の情報共有及び連絡調整を図るため、精華町成年後見制度地域連携ネットワーク協議会（以下、「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 精華町成年後見支援センター（以下「センター」という。）の運営体制等に関する事項
- (2) 司法、医療、福祉等の地域連携による権利擁護支援に関する事項
- (3) その他、成年後見制度の利用の促進に関する事項

(組織)

第3条 協議会の委員は、20名以内の委員で、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 学識経験者
- (2) 法律関係者
- (3) 保健医療関係者
- (4) 福祉関係者
- (5) 関係行政機関の職員
- (6) その他協議会が必要と認めた者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第5条 協議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 会長に事故があるとき又は欠けたときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会は、会長が招集し、その議長となる。

2 協議会は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を出席させて意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、精華町社会福祉協議会（以下、「本会」という。）に設置されるセンターにおいて処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この要綱は、令和2年3月1日から施行する。

2 最初に召集される協議会は、第6条の規定にかかわらず、本会会長が召集する。